

## 議案第 21 号 田川市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

### 1 改正理由

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 31 号）に伴い、所要の規定整備をしようとするものである。

### 2 改正の内容

- (1) 住所地特例に関して、国民健康保険の住所地特例を引き続き後期高齢者の住所地特例とする。
- (2) 平成 20 年度制度創設時の特例措置である被用者保険の被扶養者であった被保険者の保険料徴収の納期の特例について、特例措置終了のため削除する。
- (3) 施行期日 平成 30 年 4 月 1 日

### 3 新旧対照表（別紙 2）

## ○田川市後期高齢者医療に関する条例（平成20年条例第2号）新旧対照表

新（改正案）	旧（現行）
<p>田川市後期高齢者医療に関する条例</p> <p>第1条～第2条 略</p> <p>（保険料を徴収すべき被保険者）</p> <p>第3条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>法第55条第1項（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける者であって、病院等（法第55条第1項に規定する病院等をいう。以下同じ。）に入院等（法第55条第1項に規定する入院等をいう。以下同じ。）をした際、本市に住所を有していたもの</u></p> <p>(3) <u>法第55条第2項第1号（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける者であって、継続して入院等をしていて2以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際、本市に住所を有していたもの</u></p> <p>(4) <u>法第55条第2項第2号（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける者であって、最後に行った法第55条第2項第2号に規定する特定住所変更に係る継続入院等の際、本市に住所を有していたもの</u></p>	<p>田川市後期高齢者医療に関する条例</p> <p>第1条～第2条 略</p> <p>（保険料を徴収すべき被保険者）</p> <p>第3条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>法第55条第1項の規定の適用を受ける者であって、病院等（同項に規定する病院等をいう。以下同じ。）に入院等（同項に規定する入院等をいう。以下同じ。）をした際、本市に住所を有していたもの</u></p> <p>(3) <u>法第55条第2項第1号の規定の適用を受ける者であって、継続して入院等をしていて2以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際、本市に住所を有していたもの</u></p> <p>(4) <u>法第55条第2項第2号の規定の適用を受ける者であって、最後に行った同号に規定する特定住所変更に係る継続入院等の際、本市に住所を有していたもの</u></p>

新（改正案）	旧（現行）
<p>(5) <u>法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であって、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2第1項及び第2項の規定の適用を受け、これらの規定により本市に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であった被保険者</u></p>	
<p>第4条～第10条 略</p>	<p>第4条～第10条 略</p>
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>
<p>第1条 略</p>	<p>第1条 略</p>
	<p><u>（平成20年度において被扶養者であった被保険者に係る保険料の徴収の特例）</u></p>
	<p>第2条 <u>平成20年度において被扶養者であった被保険者（法第99条</u></p>
	<p><u>第2項に規定する被扶養者であった被保険者をいう。以下同じ。）に</u></p>
	<p><u>係る普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期は、第4条第1項</u></p>
	<p><u>の規定にかかわらず、次のとおりとする。</u></p>
	<p>第4期 <u>10月1日から同月31日まで</u></p>
	<p>第5期 <u>11月1日から同月30日まで</u></p>
	<p>第6期 <u>12月1日から同月25日まで</u></p>
	<p>第7期 <u>1月1日から同月31日まで</u></p>
	<p>第8期 <u>2月1日から同月28日まで</u></p>

新（改正案）

旧（現行）

第9期 3月1日から同月31日まで

2 平成20年度において、被扶養者であった被保険者に係る普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期について第4条第2項の規定を適用する場合には、同項中「市長が別に定める」とあるのは、「10月1日以後における市長が別に定める時期とする」と読み替えるものとする。

（延滞金の割合の特例）

第2条 略

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（延滞金の割合の特例）

第3条 略